



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 1 月 10 日 (火 曜 日) 第 371 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1	
○救急病院の認定…………… (医療政策課) 1	
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定…………… (循環・社会進課) 1	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 1	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定の廃止…………… (") 2	
○公有水面埋立ての免許…………… (港湾課) 2	
○公有水面埋立ての承認…………… (") 3	
○港湾施設の概要の公示 (8件) …………… (") 4	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 13	
○土地改良区の役員の退任の届出 (2件) …………… (農村整備課) 13	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 13	
○公共測量の終了の通知…………… (") 13	
○都市計画の決定図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 14	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧 (2件) …………… (") 14	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 14	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 14	

告 示

宮崎県告示第11号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
窪田 修一 鍼修庵	都城市大王町43-5-2	令和4年12月9日

宮崎県告示第12号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団牧会小牧病院	都城市立野町5-5-1

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年1月16日から令和8年1月15日まで

宮崎県告示第13号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定区域	埋立地の区分
都城市高城町四家字藁野1853番、1853番1、1853番3、1855番1、1855番2、1855番3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号

宮崎県告示第14号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字上椎屋6293-5、6293-6、6293-22、6293-23、6293-27、6293-28、6293-56、6326-1、6329-1、6329-2、6329-4、6329-5、6329-8、6329-16、字大生6433-2、6441-2、6441-4、6441-7から6441-10まで、6441-13、6441-17、6443、6444-2、6452-2から6452-5まで、6452-18から6452-20まで
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第15号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市吉之元町4720-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第16号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 三原尾野地区

- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地の区域

- (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	西臼杵郡高千穂町大字押方字白岩2726番3
2	” ” ” 字三原尾2821番1
3	” ” ” 字荒平2813番3
4	” ” ” ” 2813番5
5	” ” ” ” 2814番3地先道路敷
6	” ” ” ” 字三原尾2821番1
7	” ” ” ” 2819番2
8	” ” ” ” 2966番

9	” ” ” ” 2830番1
10	” ” ” ” 2833番3
11	” ” ” ” 2828番2
12	” ” ” ” 字白岩2726番2地先道路敷

宮崎県告示第17号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、令和2年宮崎県告示第1012号で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域の指定は、廃止する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 三原尾野地区

- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域

- (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	西臼杵郡高千穂町大字押方字三原尾2823番1
2	” ” ” ” 2821番1
3	” ” ” ” 字荒平2814番3地先道路敷
4	” ” ” ” 字三原尾2821番1
5	” ” ” ” 2819番2
6	” ” ” ” 2966番
7	” ” ” ” 2830番1
8	” ” ” ” 2833番3
9	” ” ” ” 2828番2
10	” ” ” ” 字白岩2726番2地先道路敷

宮崎県告示第18号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 免許の年月日及び番号

令和4年12月23日 シレイ 283-1432

- 2 埋立ての免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

宮崎県
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県知事 河野 俊嗣
宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21

- 3 埋立区域

- (1) 位置

宮崎県日向市船場町1-1番、1-2番及び3-3番の地先公有水面

- (2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、⑤の地点から⑨の地点までを結ぶ令和3年の秋分の満潮位（+2.04m）における公有水面と既設岸壁・護岸との境界線及

び⑨の地点と①の地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位 (+2.04 m) における公有水面と既設護岸との境界線に囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置
①の地点	宮崎県日向市大字日知屋字ナゴラ 15779番1の国土地理院源氏山三等三角点(北緯32度27分07秒1380、東経 131度38分56秒6100(以下「基点」という。))から 183度09分50秒 1,120.11mの地点
②の地点	①の地点から 222度33分31秒 28.42mの地点
③の地点	②の地点から 312度33分31秒 17.00mの地点
④の地点	③の地点から 222度33分31秒 238.80mの地点
⑤の地点	④の地点から 285度24分07秒 102.52mの地点
⑥の地点	⑤の地点から 14度55分07秒 41.75mの地点
⑦の地点	⑥の地点から 44度42分44秒 0.14mの地点
⑧の地点	⑦の地点から 104度51分56秒 20.05mの地点
⑨の地点	⑧の地点から 91度22分00秒 0.50mの地点
⑩の地点	⑨の地点から 82度20分15秒 0.50mの地点
⑪の地点	⑩の地点から 75度29分39秒 0.50mの地点
⑫の地点	⑪の地点から 64度45分45秒 0.50mの地点
⑬の地点	⑫の地点から 48度28分14秒 0.50mの地点
⑭の地点	⑬の地点から 38度15分59秒 0.50mの地点
⑮の地点	⑭の地点から 33度01分26秒 0.50mの地点
⑯の地点	⑮の地点から 29度03分58秒 38.62mの地点
⑰の地点	⑯の地点から 109度03分58秒 0.04mの地点
⑱の地点	⑰の地点から 65度11分48秒 236.14mの地点
⑲の地点	⑱の地点から 114度12分01秒 1.18mの地点

(3) 面積

19,017.80㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日向市船場町1-1番、1-2番、1-4番及び3-3番の地内並びに同町1-1番、1-2番、1-4番及び3-3番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びツの地点とアの地点とを結んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置
アの地点	基点から 183度33分57秒 1,089.49mの地点
イの地点	アの地点から 155度12分15秒 27.48mの地点
ウの地点	イの地点から 222度33分31秒 36.68mの地点
エの地点	ウの地点から 312度33分31秒 17.00mの地点
オの地点	エの地点から 222度33分31秒 158.80mの地点
カの地点	オの地点から 132度33分31秒 69.90mの地点
キの地点	カの地点から 222度33分31秒 212.62mの地点
クの地点	キの地点から 285度24分07秒 104.96mの地点
ケの地点	クの地点から 42度33分31秒 69.59mの地点
コの地点	ケの地点から 313度33分31秒 34.30mの地点
サの地点	コの地点から 299度00分27秒 15.70mの地点
シの地点	サの地点から 29度00分27秒 25.03mの地点

スの地点	シの地点から 14度55分07秒 99.86mの地点
セの地点	スの地点から 104度52分19秒 22.35mの地点
ソの地点	セの地点から 29度03分58秒 22.06mの地点
タの地点	ソの地点から 313度13分38秒 74.46mの地点
チの地点	タの地点から 43度15分42秒 9.00mの地点
ツの地点	チの地点から 133度15分42秒 72.98mの地点

(3) 面積

48,923.02㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

宮崎県告示第19号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての承認をした。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 承認の年月日及び番号

令和4年12月23日 シレイ 283-1431

2 埋立ての承認を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

国土交通省九州地方整備局

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

国土交通省九州地方整備局長 藤巻 浩之

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

3 埋立区域

(1) 位置

宮崎県日向市船場町3-3番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点と②に地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位(+2.04m)における公有水面と既設護岸との境界線、②の地点と⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置
①の地点	宮崎県日向市大字日知屋字ナゴラ 15779番1の国土地理院源氏山三等三角点(北緯32度27分07秒1380、東経 131度38分56秒6100(以下「基点」という。))から 183度09分50秒 1,120.11mの地点
②の地点	①の地点から 113度44分22秒 3.16mの地点
③の地点	②の地点から 222度33分31秒 9.44mの地点
④の地点	③の地点から 312度33分31秒 1.00mの地点
⑤の地点	④の地点から 222度33分31秒 40.00mの地点
⑥の地点	⑤の地点から 132度33分31秒 0.80mの地点
⑦の地点	⑥の地点から 222度33分31秒 220.00mの地点
⑧の地点	⑦の地点から 312度33分31秒 19.80mの地点
⑨の地点	⑧の地点から 42度33分31秒 240.00mの地点
⑩の地点	⑨の地点から 132度33分31秒 17.00mの地点

(3) 面積

4,802.78㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日向市船場町 1-1 番、1-4 番の地先、1-2 番、3-3 番の地内並びに同町 3-3 番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地 点	地 点 の 位 置		
㊦の地点	基点から	183度52分13秒	1,102.37mの地点
㊧の地点	㊦の地点から	113度57分05秒	70.99mの地点
㊨の地点	㊧の地点から	203度57分05秒	32.71mの地点
㊩の地点	㊨の地点から	132度33分31秒	82.41mの地点
㊪の地点	㊩の地点から	70度39分18秒	78.65mの地点
㊫の地点	㊪の地点から	132度33分31秒	59.41mの地点
㊬の地点	㊫の地点から	222度33分31秒	518.75mの地点
㊭の地点	㊬の地点から	312度33分31秒	275.03mの地点
㊮の地点	㊭の地点から	42度33分31秒	74.35mの地点
㊯の地点	㊮の地点から	312度33分31秒	34.30mの地点
㊰の地点	㊯の地点から	14度49分44秒	26.36mの地点
㊱の地点	㊰の地点から	28度55分41秒	93.07mの地点
㊲の地点	㊱の地点から	29度03分58秒	39.97mの地点

(3) 面積

146,484.24㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

宮崎県告示第20号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図対象番号）	数 量	能 力
宮崎港	臨港交通施設	車道	宮崎市港3丁目4番（D-1-42）	延長 62.0メートル	幅員 6.5メートル
	旅客乗降用固定施設	固定式	宮崎市港3丁目4番（G-1-6）	延長 102.7メートル	幅員 5.0メートル
	港湾管理	その他	宮崎市港3丁目4番（N-5-4）	総床面積 3.81平方	

施設	設（可動橋操作室）		メートル
	その他施設（可動橋機械室）	宮崎市港3丁目4番（N-5-5）	総床面積 41.83平方メートル

宮崎県告示第21号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図対象番号）	数 量	能 力
細島港（工業港地区）	荷さばき施設	荷さばき地	日向市船場町1番地4（F-4-7）	面積 4,000平方メートル	
内海港	水域施設	航路	宮崎市大字内海地先（A-1-2）	延長 205.0メートル	幅員 20.0メートル 水深 0.5メートル
	泊地	回頭泊地	宮崎市大字内海地先（A-2-6）	面積 3,055平方メートル	水深 0.4メートル

宮崎県告示第22号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（平成19年宮崎県告示第 303号）は、廃止する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
内海港	水域 施設	航路	宮崎市大字内海地先 (A-1-1)	延長 400.0メ ートル	水深 5.0メ ートル 幅員 160.0 メート ルから 190.0 メート ル
			泊地	宮崎市大字内海地先 (A-2-1)	面積 69,395平 方メート ル
			同上 (A-2-2)	面積 12,223平 方メート ル	水深 4.5メ ートル
			同上 (A-2-3)	面積 45,440平 方メート ル	水深 1.5メ ートル
			同上 (A-2-5)	面積 5,300平 方メート ル	水深 2.0メ ートル

宮崎県告示第23号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成19年宮崎県告示第 313号)は、廃止する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
細島港	係留 施設	岸壁	日向市大字日知屋字 西ノ原5505番1及び	延長 210.0メ	水深 4.5メ

			5505番4 (C-1-5)	ートル	ートル
	物揚 場		日向市大字日知屋字 西ノ原5505番4 (C-6-4)	延長 155.6メ ートル	水深 3.5メ ートル
			日向市大字日知屋字 西ノ原5505番1及び 5509番7 (C-6-10)	延長 72.5メー トル	水深 3.5メ ートル
	荷さ ばき 施設	上屋	日向市大字細島字八 坂町 769番4 (F-5-1)	総床面積 2,201平 方メート ル	鉄筋コ ンクリ ート造 平屋建 て
美々津 港	外郭 施設	防波 堤	日向市美々津町下町 地先 (B-1-18)	延長 20.0メー トル	天端高 2.8メ ートル
		防砂 堤	日向市美々津町腰越 地先 (B-2-7)	延長 30.0メー トル	天端高 6.0メ ートル
	係留 施設	物揚 場	日向市美々津町下町 地先 (C-6-13)	延長 80.0メー トル	水深 2.0メ ートル
延岡港	外郭 施設	防波 堤	延岡市東海町地先 (B-1-7-4)	延長 26.4メー トル	天端高 4.5メ ートル
		防砂 堤	延岡市東海町地先 (B-2-2)	延長 199.0メ ートル	天端高 3.5メ ートル
延岡新 港	外郭 施設	防波 堤	延岡市新浜町2丁目 8935番 160地先 (B-1-3-3)	延長 12.0メー トル	天端高 4.5メ ートル
古江港 (古江 ・阿蘇 地区)	外郭 施設	防波 堤	延岡市北浦町古江字 宇和路2338番地先 (B-1-25)	延長 33.5メー トル	天端高 5.0メ ートル
		防砂 堤	延岡市北浦町古江字 宇和路2338番地先 (B-2-2)	延長 50.0メー トル	天端高 2.3メ ートル
	護岸	延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-5-28)	延長 117.0メ ートル	天端高 3.0メ ートル	

			延岡市北浦町古江字 宇和路2338番地先 (B-5-29)	延長 65.0メ ートル	天端高 4.5メ ートル				方メート ル	ートル
	係留 施設	船揚 場	延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (C-7-2)	延長 18.95メ ートル	水深 2.0メ ートル				延長 48.5メ ートル	天端高 4.0メ ートル
古江港 (直海 地区)	外郭 施設	護岸	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (B-5-9)	延長 21.2メ ートル	天端高 2.8メ ートル				延長 40.0メ ートル	水深 4.0メ ートル
			同上 (B-5-10)	延長 10.0メ ートル	天端高 2.8メ ートル				延長 137.5メ ートル	水深 4.0メ ートル
			同上 (B-5-11)	延長 22.4メ ートル	天端高 4.5メ ートル				延長 80.4メ ートル	天端高 7.0メ ートル
			同上 (B-5-12)	延長 19.6メ ートル	天端高 5.0メ ートル				延長 20.0メ ートル	水深 2.0メ ートル
			同上 (B-5-13)	延長 15.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル				延長 19.1メ ートル	天端高 6.0メ ートル
係留 施設	物揚 場		延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (C-6-5)	延長 20.0メ ートル	水深 2.0メ ートル				延長 115.0メ ートル	水深 3.0メ ートル
			同上 (C-6-6)	延長 115.0メ ートル	水深 3.0メ ートル					
		船揚 場	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (C-7-1)	延長 15.0メ ートル	水深 0.5メ ートル					
臨港 交通 施設	臨港 道路		延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (D-1-1)	延長 112.0メ ートル	幅員 5.5メ ートル					
			同上 (D-1-2)	延長 540.0メ ートル	幅員 5.5メ ートル					
宮崎港	外郭 施設	防波 堤	宮崎市港1丁目11番 地先 (B-1-17)	延長 30.0メ ートル	天端高 2.7メ ートル					
内海港	水域 施設	泊地	宮崎市大字内海地先 (A-2-4)	面積 11,404平	水深 1.0メ					

	外郭 施設	防波 堤	宮崎市大字内海地先 (B-1-8)	延長 48.5メ ートル	水深 2.0メ ートル					
	係留 施設	さん 橋	宮崎市大字内海地先 (C-4-5)	延長 40.0メ ートル	水深 4.0メ ートル					
		物揚 場	宮崎市大字内海地先 (C-6-5)	延長 137.5メ ートル	水深 4.0メ ートル					
福島港	外郭 施設	防波 堤	串間市大字西方字下 夕町 15071番 128地 先 (B-1-5-9)	延長 80.4メ ートル	天端高 7.0メ ートル					
	係留 施設	船揚 場	串間市大字西方字下 夕町 15071番 127地 先 (C-7-2-1)	延長 20.0メ ートル	水深 2.0メ ートル					
大納港	外郭 施設	防波 堤	串間市大字大納字繩 手2042番1地先 (B-1-1-4)	延長 19.1メ ートル	天端高 6.0メ ートル					

宮崎県告示第24号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（平成21年宮崎県告示第 788号）は、廃止する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

港名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数量	能力
細島港 (工業 港地区)	臨港 交通 施設	臨港 道路	日向市大字日知屋字 竹島町3 (D-1-16)	延長 310.0メ ートル	幅員 11.5メ ートル
	荷さ ばき 施設	軌道 走行 式荷 役機 械	日向市大字日知屋字 竹島町3 (F-2-5)	1基	吊り上 げ荷重 45.0ト ン 公称能

					力 350ト ン/時				延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-1-27)	延長 12.0メー トル	天端高 5.0メ ートル		
		荷さ ばき 地	日向市大字日知屋字 竹島町3 (F-4-1)	面積 24,106平 方メート ル	コンク リート 舗装			護岸	延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-5-14)	延長 2.5メー トル	天端高 2.8メ ートル		
		港湾 管理 施設	日向市大字日知屋字 新開 17371番2 (N-1-1)	総床面積 839.24平 方メート ル					延岡市北浦町古江字 古江浜地先 (B-5-30)	延長 30.0メー トル	天端高 2.8メ ートル		
		港湾 管理 用資 材倉 庫	日向市大字日知屋字 竹島町3 (N-2-2)	総床面積 211.25平 方メート ル					延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-5-31)	延長 10.0メー トル	天端高 2.8メ ートル		
									同上 (B-5-32)	延長 20.0メー トル	天端高 2.8メ ートル		
細島港 (商業 港地区)	港湾 公害 防止 施設	その 他施 設(防 塵柵)	日向市大字日知屋字 西の原5505番4 (J-3-1)	延長 105.3メ ートル	高さ 8.0メ ートル			係留 施設	物揚 場	延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (C-6-7)	延長 42.5メー トル	水深 1.0メ ートル	
美々津 港	外郭 施設	防波 堤	日向市大字幸脇字港 柱通地先 (B-1-17)	延長 12.6メー トル	天端高 5.7メ ートル					延岡市北浦町古江字 古江浜地先 (C-6-16)	延長 120.0メ ートル	水深 3.0メ ートル	
			同上 (B-1-19)	延長 20.3メー トル	天端高 5.7メ ートル					延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (C-6-17)	延長 120.0メ ートル	水深 3.0メ ートル	
										同上 (C-6-18)	延長 110.0メ ートル	水深 2.0メ ートル	
延岡港	外郭 施設	防波 堤	延岡市東海町地先 (B-1-7-5)	延長 17.5メー トル	天端高 4.5メ ートル					延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (B-1-17)	延長 10.4メー トル	天端高 6.5メ ートル	
延岡新 港	外郭 施設	防波 堤	延岡市新浜町2丁目 8935番 160地先 (B-1-3-4)	延長 12.0メー トル	天端高 4.5メ ートル					護岸	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (B-5-14)	延長 17.5メー トル	天端高 2.8メ ートル
熊野江 港	外郭 施設	護岸	延岡市熊野江町地先 (B-5-10)	延長 86.3メー トル	天端高 2.8メ ートル								
		係留 施設	物揚 場	延岡市熊野江町地先 (C-6-6)	延長 112.0メ ートル	水深 2.0メ ートル							
古江港 (古江 ・阿蘇 地区)	外郭 施設	防波 堤	延岡市北浦町古江字 宇和路2338番地先 (B-1-26)	延長 20.0メー トル	天端高 5.0メ ートル								
								古江港 (直海 地区)	外郭 施設	防波 堤	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (B-1-17)	延長 10.4メー トル	天端高 6.5メ ートル
										護岸	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (B-5-14)	延長 17.5メー トル	天端高 2.8メ ートル
								宮崎港	外郭 施設	導流 堤	宮崎市大字赤江飛江 田地先 (B-4-5-1)	延長 155.0メ ートル	天端高 3.0メ ートル
											同上 (B-4-5-2)	延長 61.0メー トル	天端高 3.0メ ートル
									係留 施設	岸壁	宮崎市港東3丁目4 番地先	延長 198.0メ	水深 9.0メ

				トル	メートル								
細島港 (工業 港地区)	廃棄 物処 理施 設	廃棄 物埋 立護 岸	日向市竹島町地先 (K-1-1)	延長 624.0メ ートル	天端高 5.5メ ートル				同上 (B-5-30)	延長 105.5メ ートル	天端高 3.5メ ートル		
			同上 (K-1-2)	延長 5.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル			同上 (B-5-31)	延長 60.0メ ートル	天端高 3.5メ ートル			
			同上 (K-1-3)	延長 40.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル		臨港 交通 施設	臨港 道路	宮崎市港東1丁目1 番2 (D-1-19)	延長 221.1メ ートル	幅員 20.0メ ートル		
			同上 (K-1-4)	延長 7.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル	宮崎市港東1丁目1 番1 (D-1-20)			延長 552.3メ ートル	幅員 11.5メ ートル			
細島港 (商業 港地区)	港湾 公害 防止 施設	防塵 柵	日向市大字日知屋字 西ノ原5505番4 (J-3-3)	延長 127.7メ ートル	高さ 8.0メ ートル	宮崎市港東3丁目1 番 (D-1-21)			延長 100.0メ ートル	幅員 11.5メ ートル			
平岩港	外郭 施設	防砂 堤	日向市大字平岩字上 船人地先 (B-2-4)	延長 24.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル	同上 (D-1-22)			延長 200.0メ ートル	幅員 9.5メ ートル			
美々津 港	外郭 施設	防波 堤	日向市美々津町下町 地先 (B-1-20)	延長 48.1メ ートル	天端高 5.0メ ートル	宮崎市港東1丁目1 番1 (D-1-23)	延長 437.0メ ートル	幅員 11.5メ ートル					
宮崎港	外郭 施設	護岸	宮崎市阿波岐原町前 浜1400番2地先 (B-5-25)	延長 300.0メ ートル	天端高 7.0メ ートル	同上 (D-1-24)	延長 221.2メ ートル	幅員 11.5メ ートル					
			同上 (B-5-26)	延長 89.5メ ートル	天端高 2.8メ ートル	同上 (D-1-25)	延長 80.0メ ートル	幅員 9.5メ ートル					
			同上 (B-5-26-1)	延長 30.0メ ートル	天端高 2.8メ ートル	同上 (D-1-26)	延長 80.0メ ートル	幅員 9.5メ ートル					
			同上 (B-5-27)	延長 215.0メ ートル	天端高 2.8メ ートル	同上 (D-1-27)	延長 80.0メ ートル	幅員 9.5メ ートル					
			同上 (B-5-28)	延長 304.2メ ートル	天端高 2.8メ ートル	同上 (D-1-28)	延長 60.0メ ートル	幅員 9.5メ ートル					
			同上 (B-5-29)	延長 75.0メ ートル	天端高 3.5メ ートル	宮崎市港東3丁目1 番 (D-1-29)	延長 60.0メ ートル	幅員 9.5メ ートル					
			宮崎市港東1丁目1	延長	幅員								

		(B-4-4-10)	58.0メ ートル					番7、4489番3、44 90番2、4491番2、 4492番2、4496番2 、4497番2、4498番 3、4499番2、4500 番2、4506番2、45 07番3、4508番4、 4509番2、4559番32 及び4459番33 (D-1-3-4)			
		同上 (B-4-4-11)	延長 30.0メ ートル								
	護岸	串間市大字南方字金 谷地先 (B-5-4-2)	延長 21.5メ ートル	天端高 2.7メ ートル							
		同上 (B-5-4-3)	延長 10.0メ ートル	天端高 2.7メ ートル							
		串間市大字西方字西 浜地先 (B-5-5-1)	延長 13.6メ ートル	天端高 3.5メ ートル		航行 補助 施設	航路 標識	串間市大字西方字下 夕町地先 (E-1-4)	1基		
		同上 (B-5-5-2)	延長 96.4メ ートル	天端高 3.5メ ートル		大納港	外郭 施設	防波 堤	串間市大字大納字繩 手地先 (B-1-2-1)	延長 64.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル
		串間市大字西方字下 夕町地先 (B-5-13)	延長 26.7メ ートル	天端高 2.7メ ートル				同上 (B-1-2-2)	延長 17.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル	
		串間市大字南方字金 谷地先 (B-5-16)	延長 280.3メ ートル	天端高 3.7メ ートル				同上 (B-1-2-3)	延長 10.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル	
		串間市大字西方字塩 町地先 (B-5-21)	延長 393.5メ ートル	天端高 5.7メ ートル				同上 (B-1-2-4)	延長 20.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル	
		串間市大字南方字洲 崎地先 (B-5-22)	延長 23.0メ ートル	天端高 3.4メ ートル				同上 (B-1-2-5)	延長 22.0メ ートル	天端高 5.0メ ートル	
臨港 交通 施設	臨港 道路	串間市大字西方字下 夕町 14933番3、1 5071番25及び 15071 番 127 (D-1-3-3)	延長 231.0メ ートル	幅員 8.5メ ートル							
		串間市大字西方字永 畑4442番3から4442 番5まで、4469番3 、4469番4、4470番 2から4470番4まで 、4471番3から4471 番5まで、4472番2 、4472番3、4484番 3、4486番6、4486	延長 320.0メ ートル	幅員 7.5メ ートル							

宮崎県告示第26号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（令和3年宮崎県告示第27号）は、廃止する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数 量	能 力
細島港	係留 施設	物揚 場	日向市大字日知屋字 西ノ原地先 (C-6-3)	延長 200.0メ ートル	水深 3.5メ ートル

宮崎港	外郭施設	防波堤	宮崎市新別府町1400番1地先 (B-1-9)	延長 70.0メートル	天端高 3.5メートル
	係留施設	岸壁	宮崎市港3丁目4番 (C-1-7)	延長 193.0メートル	水深 7.5メートル
	臨港交通施設	臨港道路	宮崎市港3丁目4番 (D-1-14)	延長 198.9メートル	幅員 6.5メートル
			同上 (D-1-15)	延長 244.0メートル	幅員 6.5メートル
			同上 (D-1-16)	延長 244.0メートル	幅員 6.5メートル
	駐車場		宮崎市港3丁目4番 (D-4-1)	面積 5,708平方メートル	アスファルト舗装
			同上 (D-4-2)	面積 1,422平方メートル	アスファルト舗装
			同上 (D-4-3)	面積 711平方メートル	アスファルト舗装
	荷さばき施設	荷さばき地	宮崎市港1丁目13番 (F-4-1)	面積 3,448平方メートル	アスファルト舗装
			同上 (F-4-2)	面積 4,890平方メートル	アスファルト舗装
同上 (F-4-3)			面積 3,445平方メートル	アスファルト舗装	
福島港	外郭施設	護岸	串間市大字西方下夕町 14659番5地先 (B-5-20)	延長 195.0メートル	天端高 3.5から3.8メートル

					ル
係留施設	岸壁	串間市大字西方下夕町 14659番5地先 (C-1-2-1)	延長 100.0メートル	水深 5.5メートル	

宮崎県告示第27号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示（令和4年宮崎県告示第 188号）は、廃止する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊副

港名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数量	能力
古江港 (古江地区)	臨港交通施設	駐車場	延岡市北浦町古江字鶴山2931番31 (D-4-1)	面積 2,773平方メートル	アスファルト舗装
			同上 (D-4-2)	面積 2,465平方メートル	アスファルト舗装
	港湾環境整備施設	緑地	延岡市北浦町古江字鶴山2931番31 (L-2-2)	面積 65,972平方メートル	
細島港	係留施設	係船くい	日向市船揚町1-4地先 (C-3-5)	延長 29.3メートル	水深 7.0メートル
平岩港	荷さばき施設	荷さばき地	日向市大字平岩字上舟人21-13 (F-4-1)	面積 980.01平方メートル	アスファルト舗装
			日向市大字平岩字上舟人21-14 (F-4-2)	面積 710.34平方メートル	コンクリート舗装
宮崎港	外郭施設	防砂堤	宮崎市阿波岐原町前浜4277番1地先 (B-2-6)	延長 42.5メートル	天端高 6.6メートル

	港湾 環境 整備 施設	緑地	宮崎市新別府町前浜 1400番14及び宮崎市 新別府町前浜1400番 10地先 (L-2-16)	面積 17,912.1 平方メー トル		2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項及び大規模小売店舗 の施設の運営方法に関する事項 令和4年8月26日						
福島港	係留 施設	係船 浮標	串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-1)	1基	水深 2.0メ ートル	3 意見の概要 意見なし						
			同上 (C-2-1-2)	1基	水深 2.0メ ートル	4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課 、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城 県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務 事務所総務商工センター (2) 期間 令和5年1月10日から令和5年2月10日まで						
			同上 (C-2-1-3)	1基	水深 2.0メ ートル	土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により 、大丸土地改良区(小林市)の役員の退任について次のとおり届出 があった。 令和5年1月10日 宮崎県知事 河野俊嗣						
			同上 (C-2-1-4)	1基	水深 2.0メ ートル	退任した役員						
			同上 (C-2-1-5)	1基	水深 2.0メ ートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役 名</th> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事</td> <td>下久保 隆</td> <td>小林市真方5764番地4</td> </tr> </tbody> </table>	役 名	氏 名	住 所	理 事	下久保 隆	小林市真方5764番地4
			役 名	氏 名	住 所							
			理 事	下久保 隆	小林市真方5764番地4							
			同上 (C-2-1-6)	1基	水深 2.0メ ートル	土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により 、二原土地改良区(小林市)の役員の退任について次のとおり届出 があった。 令和5年1月10日 宮崎県知事 河野俊嗣						
			同上 (C-2-1-8)	1基	水深 2.0メ ートル	退任した役員						
同上 (C-2-1-9)	1基	水深 2.0メ ートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役 名</th> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事</td> <td>下久保 隆</td> <td>小林市真方5764番地4</td> </tr> </tbody> </table>	役 名	氏 名	住 所	理 事	下久保 隆	小林市真方5764番地4			
役 名	氏 名	住 所										
理 事	下久保 隆	小林市真方5764番地4										
同上 (C-2-1-10)	1基	水深 2.0メ ートル	測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県森林経 営課長から次のとおり通知があった。 令和5年1月10日 宮崎県知事 河野俊嗣									

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。
。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、
当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス延岡店
延岡市栄町2-1 外

1 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

2 作業地域

宮崎県延岡市、西臼杵郡高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

3 作業期間

令和4年12月7日から令和5年3月27日まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第
14条第2項の規定により、宮崎地方務局長から次のとおり公共測

量が終了した旨の通知があった。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成作業における基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎県宮崎市吉村町、新別府町、阿波岐原町の一部
- 3 作業終了日
令和4年12月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
延岡市
- 2 都市計画の種類
日向延岡新産業都市計画特別用途地区
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県延岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
延岡市
- 2 都市計画の種類
日向延岡新産業都市計画用途地域
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県延岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
高千穂町
- 2 都市計画の種類及びその名称
 - (1) 種類
高千穂都市計画道路
 - (2) 名称
3・5・2号真名井通線
3・5・7号金比羅通線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県西臼杵支庁土木課

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年12月19日現在次のとおりである。

令和5年1月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂雄二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,903人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 211,890人

宮崎県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和4年12月19日現在次のとおりである。

令和5年1月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂雄二

西臼杵郡選挙区 5,306人